

事業計画（岩手県野田村）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

村内の地区海岸数	6 地区海岸
被災した地区海岸数	5 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	5 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表※。

野田湾：T.P. 14.0m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定※した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、

津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳 細を記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
野田村	野田 (農振局)	677	堤防、排水樋門	12.00	12.00	—	H23.11	H23.11	策定済み	H24.2	着工済み	H24.8	完了予定	堤防工事等	本工事	
野田村	広内	209	防潮堤、水門、陸閘	12.00	14.00	—	H23.10	H24.9	策定中	H24.12	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計	本工事	
野田村	野田 (水国土局)	683	防潮堤、水門	7.80	14.00	—	H23.9	H23.12	策定済み	H25.3	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計	本工事	
野田村	米田	365	防潮堤、水門	12.00	14.00	—	H23.12	H24.9	策定中	H25.3	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計	本工事	
野田村	野田玉川	65	防潮堤、水門	12.00	12.00	完了	H23.10	H23.12	策定済み	H24.4	着工予定	H26.3	完了予定	詳細設計	本工事	

岩手県沿岸の地域海岸分割図

《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系宇部川水系など^{※1}の県・村管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、4箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所^{※2}で着手し、完了済み。
- ② 平成24年度に、新たに3箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全4箇所）。
また、平成24年度内に全4で本復旧完了予定。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（4箇所）で災害査定を完了
 - ・ 1箇所^{※2}で本復旧に着手
 - ・ 1箇所^{※2}で本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・ 新たに、3箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全4箇所）。
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 3箇所（累計全4箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 下水道

- ① 箇所名：野田浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。
- ③ 平成24年度の成果目標
平成24年8月までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により50haの農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地の復旧状況

平成 23 年度に復旧を概ね完了した。

○ 平成 24 年度から営農が可能な農地 47ha

③ 区画整理等検討状況

宇部川地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

5. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名：野田前浜
- ② 海岸防災林の防潮工 1,350m、林帯 12.15ha が被災。
- ③ 防潮工については、居住可能な家屋の残っている集落が背後に存する区間における応急復旧が 10 月末に完了済み。本復旧については、今年度中に着手する予定。
- ④ 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧は概ね 5 年で完了見込み。樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね 5 年で完了させ、全体の復旧を概ね 10 年で完了させることを目指す。
(保全対象：国道 45 号線、三陸鉄道北リアス線、村道等)

6. 漁港

① 被害状況

漁港数：3 漁港

被災漁港数：3 漁港

② スケジュール

野田村内の各被災3 漁港において、平成23 年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成25 年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

7. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 地区名：野田
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

8. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業

① 集団移転促進事業計画の策定済地区：米田・南浜地区、城内地区

集団移転促進事業計画の策定準備中地区：なし

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

実施設計、発注図書作成、準備工、伐開工を含む造成工事、その他一部インフラ工事等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

(2) 土地区画整理

① 地区名：城内地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

東日本大震災の津波で被災した城内地区の一部を土地区画整理事業として事業計画、換地設計、事業管理を行う。

(3) 漁業集落防災機能強化事業

ア) 箇所名：下安家地区

イ) 下安家地区17戸が全壊等の被災。

ウ) 居住地の嵩上げや漁業集落排水の設計を実施し、現地着手を目指す。

(4) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<野田村立学校>

東日本大震災により被災した村立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2校について、以下のとおり復旧完了した。

- 甚大な被害を受けた野田小学校、野田中学校の2校の設備（スクールバス）については、平成23年度に事業着手し、復旧完了した。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<野田村立社会教育施設>

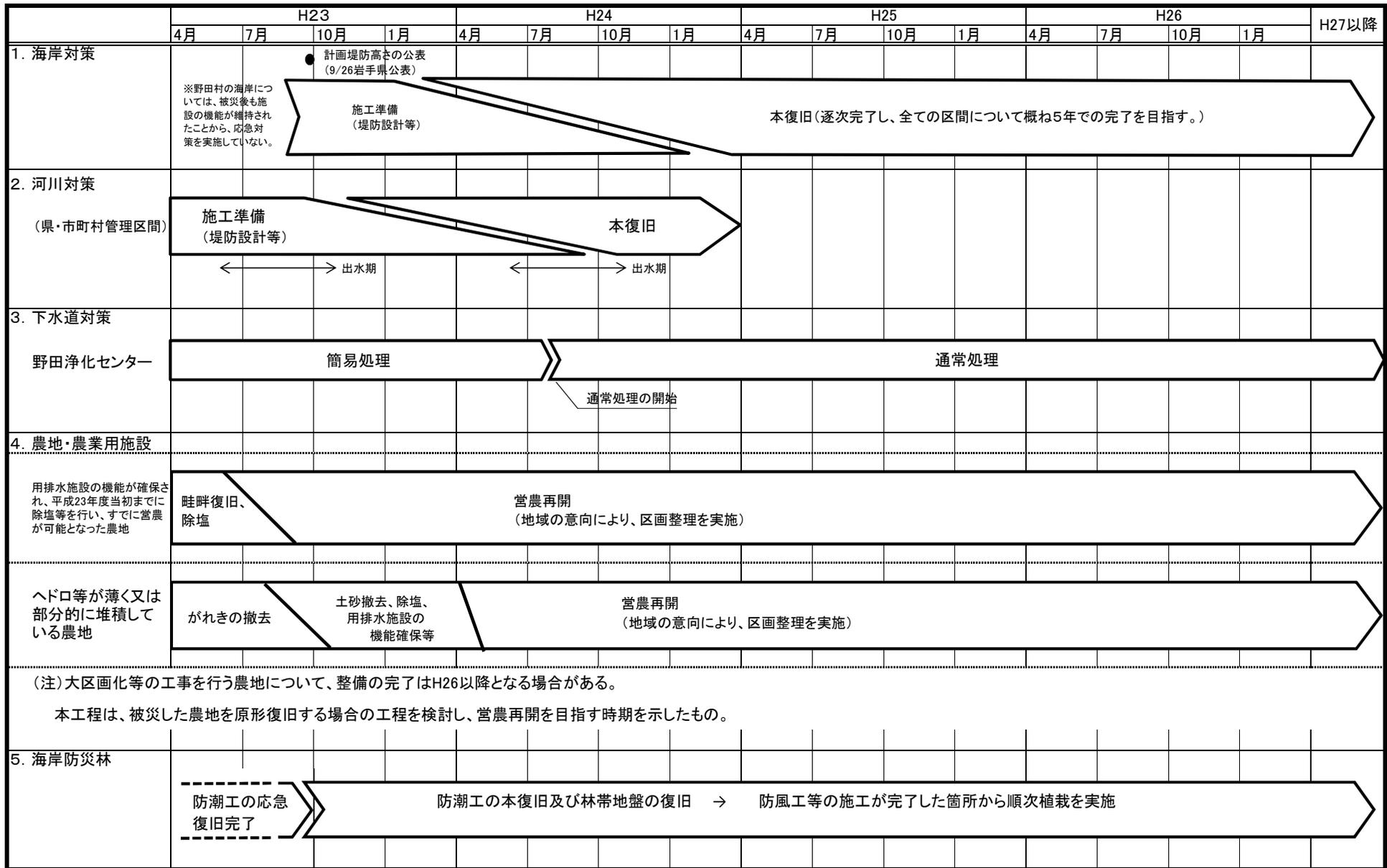
東日本大震災により被災した村立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2施設について、以下のとおり復旧完了した。

- 甚大な被害を受けた野田村生涯学習センター（野田村図書館併設）、野田村体育館の2施設については、平成23年度に事業着手し、復旧完了した。

9. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量(約 140 千トン)の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等(公物を除く。)の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 23 年 6 月までに概ね完了した。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までに概ね完了した。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(岩手県野田村)



	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1)漁港																	
	23年8月にがれき撤去完了				25年度末までに漁港施設の復旧の完了を目指す												
7. 復興住宅(災害公営住宅等)																	
	住宅復興計画の策定				具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開												
8. 復興まちづくり																	
(1)防災集団移転・区画整理等																	
	※以下の工程表は、東日本復興交付金に関する事業のみを記載しています。																
(防災集団移転)																	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始 集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手 </div>																
(土地区画整理)																	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 事業計画案作成に向けた調査を開始 事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手 </div>																
(漁業集落防災機能強化事業)																	
					地域住民との合意形成												
					測量設計の実施	測量設計を終えた箇所から整備を開始予定											

